



発行 新潟県

| |
|----------|
| 号外 2 |
| 令和7年3月1日 |

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

選挙管理委員会告示

12 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

令和7年3月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
 - 36,320
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
 - 326,997
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| | |
|----------|--------|
| 新潟市北区 | 20,000 |
| 新潟市東区 | 37,365 |
| 新潟市中央区 | 49,254 |
| 新潟市江南区 | 18,963 |
| 新潟市秋葉区 | 21,092 |
| 新潟市南区 | 12,141 |
| 新潟市西区 | 43,086 |
| 新潟市西蒲区 | 15,330 |
| 長岡市三島郡 | 73,879 |
| 上越市 | 51,391 |
| 三条市 | 26,263 |
| 柏崎市刈羽郡 | 23,323 |
| 新発田市北蒲原郡 | 29,896 |
| 小千谷市 | 9,359 |
| 加茂市南蒲原郡 | 10,311 |
| 十日町市中魚沼郡 | 16,242 |
| 見附市 | 10,934 |

| | |
|----------|--------|
| 村上市岩船郡 | 17,287 |
| 燕市西蒲原郡 | 23,944 |
| 糸魚川市 | 11,108 |
| 妙高市 | 8,492 |
| 五泉市東蒲原郡 | 16,090 |
| 阿賀野市 | 11,258 |
| 佐渡市 | 14,096 |
| 魚沼市 | 9,481 |
| 南魚沼市南魚沼郡 | 16,972 |
| 胎内市 | 7,777 |